

車馬を行るべからず。氣候は四面皆山（比高數百米、突に過ぎず）なるが故に稍々暖和に、雨は、六、七月七、八回、雪は十月以降、翌年二月に亘り、毎月二三回降すと云へば、雨雪共之を他に比して多しとす。風は四季に關せざるも、三四月の交は殊に勢を逞うすと。

十日行程六里弱、東鹽池トシエンチに。十一日、約十七里、西鹽池シーエンチに泊す。東鹽池を西に距る約二里、其の西方巍峨たる岩山の南北に横走するもの、即ち天山の支脈にして、南走一里餘、茲に東西二脈に岐れ、其の東脈は七箇井平野の南壁を、其の西脈は西鹽池平野の南壁を爲せり。以上二地は往時鹹湖を湛へたりしもの、如く、世界地圖中、大湖を描寫しあるもの有るも、現今は之れ有らず。惟ふに兩地共、四圍山にして一小盆地を成すを見ば、或は湖水の跡に非らざる無き乎。

四 一切不管而管

十二日午後三時二十分西鹽池を發し、小嶺を過ぎ沙磧を西南に進むこと約十九里、土墩子トトシズの官店トトシズ一戸のみあり室に入りて小憩す偶見る壁間次の落書あり『設房時用官費其後掌櫃的自修理之、儲錢不儲皆在自已、官一切不管、然有大官來、見其房之破所、或冷遇、即罰之』と豈支那的消息を漏らすものならずや。

圖上の湖
水今は磧
原

官店の樂
書